

令和6年安曇野市議会 3月定例会 提案説明書

— 目次 —

議案第 1 号	1
議案第 2 号	2
議案第 3 号	3
議案第 4 号	4
議案第 5 号	5
議案第 6 号	6
議案第 7 号	7
議案第 8 号	8
議案第 9 号	9
議案第 10 号	10
議案第 11 号	11
議案第 12 号	12
議案第 13 号	13
議案第 14 号	18
議案第 15 号	20
議案第 16 号	21
議案第 17 号	22
議案第 18 号	23
議案第 19 号	24
議案第 20 号	25
議案第 21 号	26
議案第 22 号	27
議案第 23 号	29
議案第 24 号	31
議案第 25 号	46
議案第 26 号	50
議案第 27 号	52
議案第 28 号	54
議案第 29 号	55
議案第 30 号	56
議案第 31 号	57
議案第 32 号	58
議案第 33 号	59
議案第 34 号	60
議案第 35 号	61
議案第 36 号	64

議案第 37 号	66
議案第 38 号	67
議案第 39 号	68
議案第 40 号	69
議案第 41 号	70
議案第 42 号	71

議案第 1 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、昨年 11 月の特別職報酬等審議会の答申を受け、議員報酬等の月額、また市長、副市長、教育長の給料月額を改定するものです。

議長は 459,000 円を 496,000 円に、副議長は 383,000 円を 435,000 円に、議員は 360,000 円を 406,000 円に改定、次に、市長は 928,000 円を 947,000 円に、副市長は 768,000 円を 774,000 円に、教育長は 654,000 円を 774,000 円に改めるものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 2 号

安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

本条例は、平成 29 年の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、市長や職員等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を規定するものです。

この法改正は、住民訴訟制度の対象となる市長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、市長や職員等が個人責任としては多大な責任を追及されることがあり、これにより大きな心理的負担を抱いた中での職務の執行となることで、萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させることなどを目的としたものです。

なお、本条例における損害賠償責任の限度額の範囲については、地方自治法施行令に定められた基準に沿って規定しています。

本条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 3 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

本条例は、令和 5 年 5 月の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、関係する条例 5 本について、一括して改正を行うものです。

第 1 条は、「安曇野市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正です。

令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給ができるとされました。

これに伴い、育児休業をする会計年度任用職員についても、正職員と同様に必要な期間を勤務している場合に勤勉手当を支給するための改正です。

この他字句の整理を行っています。

第 2 条「安曇野市水道事業の設置に関する条例」、第 3 条「安曇野市監査委員条例」、第 4 条「安曇野市下水道事業の設置等に関する条例」については、地方自治法改正に伴う条ずれを是正するものです。

第 5 条「安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例」は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正となります。

会計年度任用職員の勤勉手当支給にあたり「安曇野市一般職の職員の給与に関する条例」（平成 17 年安曇野市条例第 43 号）を準用するための改正です。

また、改正後の条例第 16 条は、勤勉手当の支給に伴い必要となる読み替え規定を規則で定めることとし、以下第 17 条から第 19 条までは条ずれの是正を行っています。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 4 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

今回の改正は、「戸籍法の一部を改正する法律」の施行（令和 6 年 3 月 1 日）に伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正を受けて、条例改正を行うものです。

戸籍法改正の内容は「戸籍届出の際、戸籍謄抄本の提出を不要とする」ことと、「本籍地以外の市区町村での戸籍謄本等の広域交付」、「戸籍ならびに除籍電子証明書提供用識別符号」「届書等情報内容証明書」の交付を新たに可能とするものです。

改正の内容ですが、条例第 2 条関係の別表の 1 の項に、新たに手数料を徴する事務及び金額を追加します。

本改正は、改正戸籍法の施行日と同日の令和 6 年 3 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 5 号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

今回の改正は、印鑑登録証明書の交付申請を署名用電子証明書を用いた電子申請で可能とするための改正です。

これにより、印鑑登録証明書の交付申請は、現行の窓口交付とコンビニ交付に加え、署名用電子証明書を利用したLINEによる交付申請が可能になります。

改正の内容は、第 13 条の 3 第 1 項の文言を整理して電子証明書の利用についての規定を条例から規則に移行し、LINE 申請の際は印鑑登録証等の提示を要しない旨を、第 2 項に追加します。

次に、第 18 条第 3 号中、印鑑登録証明書交付申請書の保存年限について 1 年であるところを、3 年に改めるものです。これは申請書様式の見直しに伴い、これを戸籍等交付申請書の保存年限と整合させるものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第6号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

今回の改正は、第9期介護保険事業計画案に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料の改正を行うものです。高齢化率の上昇や介護サービス量の状況を踏まえた中で、3年間に必要な費用を算出し、第1号被保険者の保険料を設定するものです。併せて、65歳以上の方にご負担いただく第1号保険料の所得階層の区分と保険料率について、介護保険法施行令の一部を改正する政令に準じて一部改正をするものです。また、保険者である市が独自に実施する保健福祉事業についても、一部を改正するものです。

改正の概要について説明します。

第2条は、介護保険料についての改正です。

所得段階の区分を現在の第12段階から14段階に改め、それぞれの所得区分に応じて保険料を定めるものです。

第1号から第3号までは、所得の少ない階層の保険料率を軽減する内容となっています。

第4号から第8号までの所得階層については、保険料率を据え置き、第9号の所得階層については、国に準じて一部変更はありますが保険料率は据え置きとなります。

第10号以降の所得の多い階層については、国に準じた所得階層とし、保険料率を増額する内容です。なお、合計所得額が800万以上の階層については、現行の条例と同様、安曇野市独自に設定するものです。

この改正により、介護保険料の基準額となる第5号の介護保険料は69,600円で据え置きとなり、月額換算では5,800円のまま変更はありません。

また、所得税法の改正により特例措置が設けられていましたが、今回の改正では適用されないことにより、削除しています。

第13条では、保健福祉事業として実施する事業に、家族介護者支援事業を加えるものです。

本改正は、令和6年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第7号

安曇野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今回の改正は、第2条第2項に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を、介護保険条例に規定する介護保険等運営協議会が担っていることを明確にするため、改正するものです。

具体的には、地域包括支援センターは、地域の包括ケアの中核機関としての役割を担うため、単独の協議会ではなく介護保険事業全体の適切な運営を図るために整理するものです。

本改正は、令和6年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第8号

安曇野市三郷堆肥センター等条例を廃止する条例

安曇野市三郷堆肥センターについて、当該施設の老朽化に伴い、令和6年5月末に閉鎖し、その後、解体工事を予定しているため、本条例を廃止するものです。

なお、製造済み堆肥の在庫状況によっては、閉鎖日の延長も予想されるため、本条例廃止の施行日については、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において別途規則で定めます。

説明は、以上です。

議案第9号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

今回の改正は、令和6年度中に安曇野市豊科武道館剣道場を解体することに伴い、令和6年9月1日をもって施設を廃止するため、改正するものです。

改正の内容は、第2条関係の別表第1から「安曇野市豊科武道館剣道場」の名称と住所を削除します。

また、別表第2の「豊科武道館柔道場・剣道場」の名称を「豊科武道館柔道場」に改めます。

本改正は、令和6年9月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 10 号

安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道行政に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、改正水道法（昭和 32 年法律第 177 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることから、該当する部分を改正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 11 号

安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道行政に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、改正水道法（昭和 32 年法律第 177 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることから、該当する部分を改正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

なお、改正前の第 4 条第 6 号による講習を修了した者が、改めて講習を受ける必要がないよう経過措置を設けるものです。

説明は、以上です。

議案第 12 号

安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

今回の改正は、安曇野市立豊科中央児童館の建て替えを行うにあたり、当該児童館を一時的に移転する必要があることから、その位置を定めるものです。

豊科中央児童館の建て替えは、令和6年5月以降、解体工事・建築工事と進め、令和7年9月に完成の予定です。

工事期間中は、豊科中央児童館の南にあります「豊科老人福祉センター」に児童館機能を移して運営します。

このため、同条例第2条にある「名称及び位置」について、安曇野市立豊科中央児童館の位置を、安曇野市豊科4412番地1から安曇野市豊科4030番地1に変更するものです。

本改正は、令和6年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 13 号

令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 10 号）

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,900 万円を減額し、504 億 1,900 万円とします。

翌年度当初からの事業実施のため令和 5 年度中に対応が必要となる事業のほか、本年度の決算を見据え既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものです。

議案書により、主なものについて説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、2 億 2,944 万 1 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、全額「普通交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、100 万 9 千円の増額です。

1 項 分担金で、全額「土地改良事業地元分担金」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、415 万 6 千円の増額です。

1 項 使用料で、「霊園使用料」（421 万 5 千円）の増額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、1 億 5,189 万 7 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、2 億 41 万 9 千円の減額です。「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」（△1 億 5,939 万円）の減額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、3 億 5,231 万 6 千円の増額です。「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）」（3 億 5,307 万 3 千円）の増額が主なものです。

16 款 県支出金は、9,491 万 6 千円の減額です。

1 項 県負担金で、890 万 8 千円の減額です。「児童手当県費負担金」（△1,093 万 3 千円）の減額が主なものです。

2 項 県補助金で、8,569 万 8 千円の減額です。「多面的機能支払推進交付金」（△3,429 万 2 千円）の減額が主なものです。

3 項 県委託金で、31 万円の減額です。「住宅・土地統計調査委託金」（△29 万 5 千円）の減額が主なものです。

17 款 財産収入は、1,130 万 9 千円の増額です。

1 項 財産運用収入で、337 万 2 千円の増額です。「公共施設整備基金利子」（306 万 4 千円）の増額が主なものです。

2項 財産売払収入で、793万7千円の増額です。全額「不要品売払収入」の増額です。

18款 寄附金は、135万6千円の増額です。

1項 寄付金で、「指定寄附金」（135万4千円）の増額が主なものです。

19款 繰入金は、2億3,129万8千円の減額です。

2項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」（△2億480万8千円）の減額が主なものです。

21款 諸収入は、8,755万4千円の減額です。

3項 貸付金元利収入で、300万円の増額です。全額「福祉医療費貸付金元金収入」の増額です。

5項 雑入で、9,055万4千円の減額です。「ほりで一ゆ～施設利用料」（△5,397万円）の減額が主なものです。

22款 市債は、2億440万円の減額です。

1項 市債で、「保育所建設事業（特例債）」（△1億2,220万円）の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

3ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の26ページからとなります。）

2款 総務費は、9,270万7千円の増額です。

1項 総務管理費で、1億251万9千円の増額です。減債基金の積立てとして「基金積立金」（1億2,693万7千円）の増額が主なものです。

2項 徴税費で、110万円の増額です。職員給与等の増額により、全額「税務総務費」の増額です。

3項 戸籍住民基本台帳費で、1,058万3千円の減額です。マイナンバーカード申請サポート業務の減額などにより、全額「戸籍住民基本台帳管理費」の減額です。

5項 統計調査費で、32万9千円の減額です。事業費確定による「住宅・土地統計調査費」（△29万5千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の36ページからとなります。）

3款 民生費は、3,622万7千円の増額です。

1項 社会福祉費で、2億9,369万1千円の増額です。住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金を給付する「物価高騰緊急支援給付金給付事業」（2億5,466万8千円）の増額が主なものです。

2項 児童福祉費で、3億2,728万2千円の減額です。児童手当・児童扶養手当の実績見込みによる「児童福祉総務費」（△9,211万3千円）の減額、低所得の子育て世帯を支援する「物価高騰家計支援給付金給付事業（子育て世帯分）」

(9,840万5千円)の増額、三郷東部認定こども園建設事業の年度内支払額精査による「公立認定こども園整備費」(△2億4,219万円)の減額が主なものです。

3項 生活保護費で、6,981万8千円の増額です。前年度生活保護費国庫負担金の精算などにより「生活保護総務費」(7,211万8千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の50ページからとなります。)

4款 衛生費は、2億3,015万6千円の減額です。

1項 保健衛生費で、実績見込みによる「ワクチン予防接種事業」(△2億600万7千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の56ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、1億6,677万2千円の減額です。

1項 農業費で、1億2,035万円の減額です。指定管理者の納付金免除による基金積立金の減額により「ファインビュー室山運営事業」(△2,011万6千円)、「ほりで一ゆ〜運営事業」(△5,430万7千円)の減額が主なものです。

2項 林業費で、416万1千円の増額です。林道城山線の舗装面積増加により「林道重点整備・維持管理事業」(560万円)の増額が主なものです。

3項 耕地費で、5,058万3千円の減額です。多面的機能活動支援補助金の確定見込みにより「多面的機能支払交付金事業」(△4,558万8千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の64ページからとなります。)

7款 商工費は、2,854万8千円の減額です。

1項 商工費で、穂高支所西別棟内にあるテレワークセンターの改修工事、備品購入費の減額による「しごと創出事業」(△882万2千円)の減額、事業費の確定による「ハーフマラソン事業」(△450万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書66ページからとなります。)

8款 土木費は、4,683万9千円の減額です。

2項 道路橋梁費で、44万2千円の増額です。事業費確定見込みによる「市道新設改良事業」(△6,670万円)の減額、国の第1次補正予算による追加内示により「社会資本整備総合交付金事業」(4,136万4千円)の増額が主なものです。

3項 河川費で、1,220万9千円の減額です。万水川排水路工事の事業内容精査により、全額「河川総務費」の減額です。

4項 都市計画費で、3,507万2千円の減額です。事業費の確定による「下水道事業」(△3,520万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の70ページからとなります。)

9款 消防費は、4,907万4千円の減額です。

1項 消防費で、火の見櫓解体工事の確定見込みによる「消防施設維持整備事業」(△3,071万7千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の72ページからとなります。)

10款 教育費は、1億7,345万5千円の増額です。

- 1 項 教育総務費で、880 万 3 千円の減額です。学校配置支援員への人件費の確定により「学校支援員配置事業」(△1,107 万 9 千円)の減額が主なものです。
- 2 項 小学校費で、1 億 8,421 万 4 千円の増額です。国の第 1 次補正予算により小学校施設改修工事に係る財源が確保できたことから「小学校施設改修事業」(1 億 3,107 万 5 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 中学校費で、1 億 1,189 万 9 千円の増額です。小学校費同様、国の第 1 次補正予算により財源が確保できたことから「中学校施設改修事業」(1 億 1,107 万円)の増額が主なものです。
- 4 項 幼稚園費で、962 万 7 千円の減額です。幼稚園教諭の報酬等の減額により、全額「穂高幼稚園運営費」の減額です。
- 5 項 社会教育費で、2,303 万 3 千円の減額です。明科地域の木戸公民館擁壁補強工事の実施年度見直しによる「中央公民館事業費」(△1,137 万 6 千円)の減額が主なものです。
- 6 項 保健体育費で、8,119 万 5 千円の減額です。穂高プール跡地の農地復旧工事の確定見込みによる「市民プール管理費」(△5,500 万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 84 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費は、令和 5 年 5 月 7 日に発生した道路災害が、国の補助対象となったことによる財源変更となります。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 86 ページからの給与費明細書をご覧ください。

特別職については、480 万 6 千円の減額、一般職については、不用額の減額などが主なもので、5,493 万 9 千円の減額です。

議案書 4 ページの第 2 表 繰越明許費補正です。

主なものとして、国の第 1 次補正予算による補助金の追加内示によるものや、年度内での事業完了が困難となった 15 件の補正です。

議案書 5 ページの第 3 表 債務負担行為補正です。

追加については、翌年度当初からの事業実施のため令和 5 年度中に契約が必要となるものや、事業の早期着手によるもの、工期が複数年度に渡るものなど 16 件の補正です。

変更については、限度額を見直した 3 件の補正です。

議案書 6 ページの第 4 表 地方債補正です。

追加については、国の第 1 次補正予算による補助金等の追加内示により、事業の前

倒し実施による3件の補正です。

変更については、限度額を見直した12件の補正です。

以上により、市債の補正額は2億440万円の減額となり、補正後の発行予定額は51億7,601万2千円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書89ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 14 号

令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,078 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 97 億 3,341 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 国民健康保険税 1 項の国民健康保険税は、245 万円の減で、一般被保険者の国民健康保険税の減額です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、235 万 3 千円の増で、歳出の 2 款 保険給付費（1 項 療養諸費）の増額補正に伴うもの及び歳出の 4 款 保健事業費（2 項 特定健康診査等事業費）の減額補正に伴うものです。

5 款 財産収入 1 項の財産運用収入は、4 千円の減です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、512 万 4 千円の減額です。主なものとして、保険基盤安定事業繰入金の減額、財産安定化支援事業繰入金の増額などです。2 項の基金繰入金は 1,000 万円の増額です。

（12 ページになります）

8 款 諸収入 6 項の雑入が、6,601 万 3 千円の増額です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、14 ページからとなります。）

1 款 総務費 補正額は、97 万 5 千円の減額です。

事業実施による不用額等の減額です。

（16 ページになります。）

2款 保険給付費 1項 療養諸費は、300万円の増で療養費の増額によるものです。
5項 葬祭諸費は、120万円の減で事業実施による不用額です。

(18ページになります。)

4款 保健事業費 2項 特定健康診査等事業費は、113万8千円の減額で、事業実施による不用額です。

5款 積立金 補正額は4千円の減で、基金運用利子の減額に伴うものです。

7款 諸支出金 補正額は、7,043万7千円の増額で、主なものは、前年度、保険給付費支払いのため交付を受けた交付金の精算により、超過交付分を返還する増額です。

8款 予備費 補正額は、66万8千円の増額で、予算調整によるものです。

説明は、以上です。

議案第 15 号

令和 5 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 685 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 5,652 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

3 款 1 項の 一般会計繰入金は、685 万 7 千円の減額で、後期高齢者医療広域連合へ納付する、事務費と保険基盤安定事業の納付金額確定によるものです。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 2 項の 徴収費 補正額は、28 万 3 千円の減額で、窓口端末等負担金の確定等によるものです。

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額は、657 万 4 千円の減額で、事務費納付金、保険基盤安定納付金の金額確定に伴う減額です。

説明は、以上です。

議案第 16 号

令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 733 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 2,233 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明します。（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、補正額 694 万 6 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、国庫負担金の増額を見込むものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は補正額 3 万 5 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費が増額補正に伴い、県補助金の増額を見込むものです。

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入は補正額 31 万 4 千円の増額です。

介護保険支払準備基金利子の増額を見込むものです。

8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金は補正額 3 万 5 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、県補助金の増額を見込むものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書 3 ページ、（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

3 款 地域支援事業 3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、補正額 28 万 2 千円の増額です。

介護予防ケアマネジメント事業に係る国保連への負担金について、今年度の伸び率を考慮し増額を見込むものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は 704 万 8 千円の増額です。

基金の利子と交付決定による国庫補助金の増額により余剰分となる第 1 号保険料を基金に積み立てるものです。

説明は、以上です。

議案第 17 号

令和 5 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 91 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 268 万円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 4,000 円の増額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、90 万 6,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 91 万円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 18 号

令和 5 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5 万 3,000 円 を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 84 万 7,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 1,000 円の増額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので 5 万 4,000 円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、保険料、基金積立金ほか 5 万 3,000 円を減額するものです。

説明は、以上です。

議案第 19 号

令和 5 年度安曇野市有明山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 15 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 85 万 1,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 は、分担金の決定に伴い 8,000 円を減額します。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入補正は、基金利子 1 万 6,000 円の増額です。

2 項 財産売払収入は、立木売払収入として 2 万 2,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 12 万 6,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 15 万 6,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 20 号

令和 5 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 21 万 7,000 円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 87 万 7,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金は、額決定により 3,000 円を減額します。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、基金利子 1,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 21 万 9,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金他の増額で 21 万 7,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 21 号

令和 5 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18 万 1,000 円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 90 万 1,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金は、額の決定により 3,000 円を減額します。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、基金利子 1,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 18 万 3,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金ほか 18 万 1,000 円を増額します。

説明は、以上です。

議案第 22 号

令和 5 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 水道事業収益 補正予定額 578 万 1 千円の減額

（支 出）

第 1 款 水道事業費用 補正予定額 529 万 5 千円の増額

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14 億 8,091 万 1 千円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 6,622 万 2 千円、建設改良積立金 9 億 3,756 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,712 万 9 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 資本的収入 補正予定額 1,200 万円の減額

（支 出）

第 1 款 資本的支出 補正予定額 418 万 1 千円の増額

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 494 万 7 千円の増額

別冊の補正予算説明書により御説明いたします。2 ページをお開き下さい。このページは地方公営企業法 施行令第 17 条の 2 に規定される 予算の実施計画 になります。この内容について 8 ページからの予算説明書で御説明しますので、8、9 ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、収入。

1 項 営業収益 2 目 3 節 補償金は、負担金の全額を減額し、2 項 営業外収益 4 目 他会計負担金に組替えするものです。

2 目 6 節 分水収益は、生坂村との分水協定の変更により減額となるものです。

2 項 営業外収益 3 目 1 節 長期前受金戻入 は、決算認定により対象額が確定したことに伴い 157 万 4 千円減額するものです。

次に支出をお願いします。

- 1 款 水道事業費用 1 項 営業費用は、既決予定額を 529 万 5 千円増額するものです。
増額の理由は、令和 5 年度における上水道課職員の異動に伴う人件費の過不足の調整です。

次に 10、11 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入。

- 1 款 資本的収入 1 項 1 目 負担金 は、既決予定額を 1,200 万円減額するものです。
減額の理由は、明科地域の下水道統廃合事業で予定した水道管移転補償工事が不要となったためです。

次に、支出をお願いします。

- 1 款 資本的支出 3 項 1 目 国庫補助金返還金 は、既決予定額を 418 万 1 千円増額するものです。増額の理由は、国庫補助金の消費税相当額の精算に伴い、返還金が生じたためです。

説明は、以上です。

議案第 23 号

令和 5 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 2 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度安曇野市下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

下水道施設統廃合事業 既決予定額 2 億 7,757 万 4 千円
補正予定額 200 万円の増額

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 下水道事業収益 補正予定額 90 万円の増額

（支 出）

第 1 款 下水道事業費用 補正予定額 725 万 3 千円の増額

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15 億 5,980 万 6 千円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 2,286 万円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 9,968 万 7 千円、減債積立金 6 億 3,000 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 725 万 9 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 資本的収入 補正予定額 7,040 万円の減額

（支 出）

第 1 款 資本的支出 補正予定額 7,234 万 1 千円の減額

第 5 条 予算第 5 条で定めた限度額及び利率を次のとおり補正する。

下水道事業債の限度額を 2 億 9,470 万円から 2 億 5,950 万円に補正し、利率の上限を 0.5%から 3.5%に補正します。

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 196 万円の増額

次に、別冊の補正予算説明書により主なものについて説明します。

3 ページをお開き下さい。このページは地方公営企業法 施行令第 17 条の 2 に規定される 予算の実施計画になります。この内容について 10 ページからの予算説明書で御説明しますので、10、11 ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、収入

1 款 下水道事業収益 2 項 営業外収益 3 目 雑収益は、既決予定額を 90 万円増額するもので、増額の理由は、前年度分 流域下水道維持管理負担金の確定によるものです。

続いて支出です。

1 款 下水道事業費用 1 項 営業費用

1 目 管きょ費の 130 万円増額と 6 目 総係費の 76 万 9 千円増額は、下水道課職員の異動に伴う人件費の過不足調整額です。

次に、12 ページをお願いします。

7 目 減価償却費は、決算認定により固定資産減価償却費が確定したことに伴う差額計上です。

続いて、2 項 営業外費用 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費 は、既決予定額を 230 万 4 千円増額するもので、増額の理由は、企業債利率の確定によるものです。

2 目 消費税及び地方消費税は、既決予定額を 60 万 9 千円増額するもので、消費税の納税見込額に対する不足額を計上するものです。

続いて、資本的収入及び支出の収入について御説明いたします。

実施計画は 3 ページ、予算説明書は 14 ページからになりますので、14・15 ページをお願いします。

1 款 資本的収入 1 項 1 目 企業債 の 3,520 万円減額と 4 項 出資金 1 目 他会計出資金の 3,520 万円は、下水道施設統廃合事業の事業費が確定したことによるものです。

続いて、支出です。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 1 目 管きょ工事費は、既決予定額を 7,050 万円減額するもので、減額の理由は、下水道施設統廃合事業の事業費が確定したことによるものです。

2 項 1 目 企業債償還金 は、既決予定額を 184 万 1 千円減額するもので、減額の理由は、企業債利率の確定によるものです。

説明は、以上です。

議案第 24 号

令和 6 年度安曇野市一般会計予算

(予算編成の基本方針)

令和 6 年度は、第 2 次安曇野市総合計画・後期基本計画が策定されて 2 年目となります。

本計画では、市の新たな魅力の創出に寄与するため、「価値創出プロジェクト」と題し、重点的・施策横断的に取組む事業の創設・展開を図っているところです。

こうした取組みのなか、本計画の将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現を目指し、着実な事業展開を進めて行かなければなりません。

一方、財政面においては、市税収入や国・県の財政支援、地方財政措置の的確な見極めが必要であり、事業の選択と集中はもとより、歳入歳出両面における財源確保の徹底した取組みが求められます。

これらを踏まえた上で、市民一人ひとりがここに住むことに幸せを感じ、また、市外在住の方には憧れを抱いていただけるよう、市の継続的な財政基盤を確保しつつ、安曇野市の魅力を最大限発揮し得るよう貴重な財源の有効活用を図っていく方針です。

それでは予算計上の内容について、議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

1 ページです。

令和 6 年度 安曇野市一般会計予算

令和 6 年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 489 億 3,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入 歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

2ページの歳入です。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。)

1款 市税は、112億7,595万6千円です。

前年度比△3億8,537万9千円、3.3%の減です。

主な項目について説明します。(以降の款についても同様です)

1項 市民税で、48億240万円の計上です。

「市民税個人分」では、勤労統計調査等から就業者の増加が見込まれるものの、納税者本人と配偶者を含む扶養者1人当たり1万円の定額減税が予定されており、前年度比△2億9,240万円減の40億6,690万円、

「法人市民税分」では、市内主要企業の決算予測による推計を踏まえ、前年度比△5,500万円減の7億3,550万円と見込みました。

2項 固定資産税で、54億5,280万6千円の計上です。

「固定資産税」では、設備投資による償却資産の増加と家屋の新增築による増加が見込まれるものの、令和6年度を基準年度とする評価替えによる家屋の課税標準額の減額のため、前年度比△5,070万円減の54億2,150万円と見込みました。

(事項別明細書は予算説明書16ページからとなります。)

2款 地方譲与税は、5億3,049万5千円です。

前年度比4,027万7千円、8.2%の増です。

2項 自動車重量譲与税で3億8,300万円の計上です。

「自動車重量譲与税」について、交付実績及び国の資料等により、前年度比3,700万円の増額を見込みました。

3款 利子割交付金は、300万円です。

前年度比△100万円、25.0%の減です。

交付実績及び国の資料等により減額を見込みました。

4款 配当割交付金は、5,000万円です。

前年度比△5,900万円、54.1%の減です。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

5款 株式等譲渡所得割交付金は、6,100万円です。

前年度比1,000万円、19.6%の増です。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

6款 法人事業税交付金は、1億9,900万円です。

前年度比△2,800万円、12.3%の減です。
交付実績により、減額を見込みました。

7款 地方消費税交付金は、24億円です。

交付実績及び国の資料等により、前年度と同額を見込みました。

8款 ゴルフ場利用税交付金は、3,500万円です。

前年度比△500万円、12.5%減です。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

9款 環境性能割交付金は、5,800万円です。

前年度比3,300万円、132%の増です。
交付見込み額等により、増額を見込みました。

10款 地方特例交付金は、5億3,300万円です。

前年度比4億1,800万円、363.5%の増です。
定額減税の補填分及び交付見込み額等により、増額を見込みました。

11款 地方交付税は、118億6,000万円です。

前年度比9,000万円、0.8%の増です。

「普通交付税」は、国の試算した「地方財政対策」により交付税財源が増えたことで112億2,000万円を見込みました。

また、「特別交付税」は、引き続き安曇野日赤への補助金分を考慮し前年度比同額、6億4,000万円を見込みました。

(事項別明細書は予算書の20ページからとなります。)

12款 交通安全対策特別交付金は、1,190万円です。

前年度比△160万円、11.9%の減です。
交付実績などにより、減額を見込みました。

13 款 分担金及び負担金は、2 億 9,368 万 8 千円です。

前年度比△2,068 万 7 千円、6.6%の減です。

2 項 負担金で2 億 9,201 万 2 千円の計上です。

「児童クラブ負担金」(3,405 万 5 千円)や、「保育児童保育料」(1 億 7,421 万 6 千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページとなります。)

14 款 使用料及び手数料は、3 億 448 万 4 千円です。

前年度比 269 万 5 千円、0.9%の増です。

1 項 使用料で、1 億 3,921 万 2 千円の計上です。

「道路占用料」(2,830 万円)、「公営住宅使用料」(5,043 万 7 千円)などが、主なものです。

2 項 手数料で、1 億 6,527 万 2 千円の計上です。

「戸籍住民基本台帳手数料」(4,154 万 7 千円)、「可燃ごみ処理手数料」(1 億 440 万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページとなります。)

15 款 国庫支出金は、45 億 5,138 万 3 千円です。

前年度比 5 億 1,076 万円、12.6%の増です。

1 項 国庫負担金で 32 億 16 万 5 千円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(9 億 960 万円)や、「児童手当国庫負担金」(9 億 4,037 万 1 千円)などが、主なものです。

2 項 国庫補助金で、13 億 2,481 万 6 千円の計上です。

「道路改良費補助金」(3 億 2,804 万 3 千円)、「学校施設環境改善交付金」(1 億 7,738 万 8 千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 32 ページからとなります。)

16 款 県支出金は、27 億 7,352 万 2 千円 　　です。

前年度比 1 億 7,971 万円、6.9%の増です。

1 項 県負担金で、15 億 4,509 万 8 千円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(4 億 5,960 万円)、「保険基盤安定負担金」(2 億 6,042 万 8 千円)などが、主なものです。

2 項 県補助金で、10 億 4,403 万 1 千円の計上です。

「福祉医療給付事業補助金」(2 億 9,310 万 8 千円)や「多面的機能支払推進交付金」(2 億 2,371 万 1 千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなります。)

17 款 財産収入は、5,192 万 7 千円です。

前年度比 494 万 7 千円、10.5%の増です。

1 項 財産運用収入で、4,752 万 5 千円の計上です。

市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

18 款 寄附金は、3 億 150 万円です。

前年度比 149 万 8 千円、0.5%の増です。

「ふるさと寄附金」(3 億 150 万円)が、主なものです。

19 款 繰入金は、29 億 7,498 万 5 千円です。

前年度比 12 億 767 万 7 千円、68.3%の増です。

2 項 基金繰入金で、29 億 7,354 万 4 千円の計上です。

財源調整のための「財政調整基金繰入金」(7 億 6,752 万 8 千円)、

「減債基金繰入金」(9 億円)、「公共施設整備基金繰入金」(5 億円)、

「ふるさと寄附基金繰入金」(6 億円)、「地域振興基金繰入金」(1 億 3,310 万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 44 ページからとなります。)

20 款 繰越金は、5,000 万円で前年度と同額の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の 46 ページからとなります。)

21 款 諸収入は、26 億 8,466 万円です。

前年度比△4 億 5,879 万 8 千円、14.6%の減です。

3 項 貸付金元利収入で、17 億 6,416 万 6 千円の計上です。

貸付元金として、「市制度資金元金」(17 億円)、「勤労者資金元金」(5,000 万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 58 ページとなります。)

22 款 市債は、79 億 2,650 万円です。

前年度比 17 億 4,090 万円、28.1%の増です。

「臨時財政対策債」は、国の「地方財政対策」により昨年度より 2 億 8,100 万円減額の 8,900 万円の発行額を見込みました。

また、「借換債」は、臨時財政対策債分として 8 億 5,000 万円、旧合併特例事業債分として、19 億 5,800 万円の発行額を見込みました。

「旧合併特例事業債」では 54 億 8,660 万円の計上です。

三郷東部認定こども園など「保育所建設事業」（4億3,440万円）、道路改良など道路整備事業として「市道新設改良事業」（3億5,090万円）、堀金の「給食センター設備更新事業」（3億4,540万円）、三郷公民館長寿命化工事など「公民館等長寿命化事業」（4億4,110万円）、などを見込みました。

「過疎対策事業債」は、3億5,770万円の計上です。
明科子どもと大人の交流学習施設空調機器更新事業として「明科交流学習施設事業」（1億6,410万円）、公園施設長寿命化事業として「都市公園事業」（1億1,360万円）、などを見込みました。

その他の市債は、19億9,320万円の計上です。

「施設整備事業債」で、「保育所建設事業」（2億3,580万円）、「緊急自然災害防止対策事業債」では、穂高地域の万水川内水対策として「内水対策事業」（1億3,800万円）、三郷小学校施設改修として「学校施設改修事業」（3億1,920万円）などを見込みました。

以上が歳入の概要です。

4ページの歳出です。

事項別明細書は予算説明書の62ページからとなります。
主なものに限り説明します。

1款 議会費は、2億4,919万1千円です。

前年度比1,103万8千円、4.6%の増です。

議員報酬、共済納付金や会議録調製業務など議会運営経費の計上です。

（事項別明細書は予算説明書の66ページからとなります。）

2款 総務費は、46億1,278万4千円です。

前年度比1億2,908万1千円、2.9%の増です。

主な項目は、

1項 総務管理費で38億3,799万8千円の計上です。

ふるさと寄附事務による「寄附採納事務」（4億4,367万円）や、土日祝日運行による「公共交通事業」（1億7,342万円）、書かない窓口推進に向けた「戸籍住民基本台帳管理費」（2億992万7千円）などが、主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の130ページからとなります。）

3款 民生費は、153億972万7千円です。

前年度比△5億8,636万8千円、3.7%の減です。

主な項目は、

1項 社会福祉費で81億2,834万1千円の計上です。

障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」(23億2,501万円)や、「福祉医療費給付事業」(7億1,428万円)、後期高齢者医療広域連合への一部事務組合負担金などによる「後期高齢者医療事業」(15億6,719万6千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の152ページからとなります。)

2項 児童福祉費で、63億9,072万5千円の計上です。

児童手当・児童扶養手当などによる「児童福祉総務費」(18億9,636万6千円)や、「児童館運営費」(3億7,156万9千円)、三郷東部認定こども園の建設事業などによる「公立認定こども園整備費」(6億2,187万9千円)、認定こども園を運営していく費用などによる「認定こども園管理費」(19億6,766万5千円)などが、主なものです。

3項 生活保護費で、7億9,016万1千円の計上です。

生活保護扶助費などによる「生活保護総務費」(6億9,731万円)、穂高社会就労センター改修事業として、「社会就労センター施設改修事業」(1,090万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の174ページからとなります。)

4款 衛生費は、27億2,181万2千円です。

前年度比△4,445万円、1.6%の減です。

主な項目は、

1項 保健衛生費で、18億3,116万円の計上です。

新たな带状疱疹予防接種を採り入れるなど「予防接種事業」(4億5,902万5千円)、地域おこし協力隊を雇用し、空家再生による地域活性化を図るものとして、「空家等対策事業」(5,477万1千円)、脱炭素化推進や地球温暖化対策設備設置の支援として「ゼロカーボン推進事業」(1億9,406万5千円)などが、主なものです。

2項 清掃費で、8億3,129万円の計上です。

ごみ処理費など「清掃費」(7億5,147万8千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の208ページからとなります。)

5款 労働費は、6,139万9千円です。

前年度比85万円、1.4%の増です。

勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」(5,705万円)や、安曇野市ふるさとハローワークの運営経費など「労働雇用対策事業」(434万9千円)です。

(事項別明細書は予算説明書の 210 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、21 億 8,954 万 7 千円です。

前年度比 4 億 58 万 5 千円、22.4%の増です。

主な項目は、

1 項 農業費で 10 億 8,835 万 9 千円です。

有害鳥獣捕獲助成の拡充など「有害鳥獣駆除対策」(5,247 万 6 千円)、関西圏や海外に向けた安曇野産農産物 PR と販路拡大を進める「消費拡大対策事業」(2,503 万 8 千円)、次世代における農業経営者を育成する「後継者育成事業」(5,113 万 4 千円)、三郷堆肥センター本体解体工事として、「三郷堆肥センター運営事業」(3 億 6,002 万 5 千円)などが、主な事業となります。

2 項 林業費で、3 億 8,074 万 1 千円の計上です。

第 3 次里山再生計画の策定などによる「林業振興事業」(7,232 万 6 千円)や、松枯損木伐倒処理などによる「松くい虫被害対策事業」(1 億 4,615 万 4 千円)などが、主な事業となります。

3 項 耕地費で、7 億 2,026 万 2 千円の計上です。

久保田・塚原地区のほ場整備事業化に向けた「経営体育成基盤整備事業」(1 億 2,976 万円)などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の 242 ページからとなります。)

7 款 商工費は、27 億 3,713 万 2 千円です。

前年度比△5 億 4,239 万 1 千円、16.5%の減です。

主な項目は、

企業等支援助成などによる「工業振興事業」(1 億 7,222 万 6 千円)や、テレワークセンター運営見直しによる「しごと創出事業」(1,882 万 8 千円)、市の観光案内や情報発信などによる「受入体制整備事業」(1 億 440 万 3 千円)、三股登山口駐車場の混雑状況可視化システムの構築、登山口トイレ改修や、かじかの里公園改修事業などによる「施設管理整備事業」(2 億 1,930 万 7 千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 260 ページとなります。)

8 款 土木費は、52 億 4,889 万 7 千円です。

前年度比 1 億 2,962 万円、2.5%の増です。

主な項目は、

2 項 道路橋梁費で、20 億 9,175 万 8 千円の計上です。

道の駅施設改修による「道の駅維持管理」(3,417 万 6 千円)や、道路事業である「市道新設改良事業」(5 億 9,238 万 2 千円)、「社会資本整備総合交付金事業」(2 億 4,133 万 4 千円)などが、主なものです。

3項 河川費で、2億1,954万2千円の計上です。
万水川内水対策として「河川改修事業」(5,480万円)などが、主なものです。

4項 都市計画費で、22億1,246万5千円の計上です。
インクルーシブ遊具の設置を始め、市内公園の管理にかかる費用として「都市公園等維持管理事業」(3億4,047万9千円)、下水道施設統廃合による「下水道事業」(14億3,984万9千円)などが、主な事業です。

5項 住宅費で、4億6,677万4千円です。
公営住宅の改修工事などによる「住宅管理費」(4億6,677万4千円)が、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の286ページとなります。)

9款 消防費は、15億8,004万6千円です。

前年度比5,548万6千円、3.6%の増です。

主な項目は、

松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」(10億2,421万5千円)や、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」(2億1,416万円)、防災用品や自主防災組織防災活動支援補助金などによる「災害対策費」(1億2,830万7千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の294ページとなります。)

10款 教育費は、67億4,936万円です。

前年度比22億2,859万6千円、49.3%の増です。

主な項目は、

1項 教育総務費で、21億8,166万9千円の計上です。

ICT支援業務委託や入学準備金貸付業務費など、教育活動の必要経費として「事務局費」(2億7,325万3千円)や、スクールカウンセラーや学校配置支援員の配置などによる「学校支援員配置事業」(2億1,964万6千円)、学校給食食材費の高騰による「給食センター総務費」(7億6,831万9千円)などが、主な事業です。

2項 小学校費で、11億9,997万円3千円です。

三郷小学校改修などによる「小学校施設改修事業」(6億5,849万8千円)などが、主なものです。

5項 社会教育費で、24億9,768万3千円の計上です。

豊科近代美術館の大規模改修工事などによる「文化振興費」(6億362万7千円)や、三郷公民館長寿寿命化工事などによる「三郷公民館管理費」(4億7,502万5千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 372 ページとなります。)

6 項 保健体育費で、3 億 4,313 万 3 千円の計上です。

東部アウトドア拠点組織体制支援業務、設計監理などによる「東部アウトドア拠点整備事業」(5,890 万 9 千円)が、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 378 ページとなります。)

11 款 災害復旧費は、750 万円です。

前年度比 231 万 5 千円、44.6%の増です。

主な項目は、

1 項 土木施設災害復旧費で、明科峰方の路肩復旧工事などによる「災害復旧事業」(750 万円)の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の 380 ページとなります。)

12 款 公債費は、74 億 1,260 万 5 千円です。

前年度比 14 億 9,563 万 8 千円、25.3%の増です。

長期借入金の償還元金として 73 億 295 万 8 千円、償還利子として、1 億 964 万 7 千円です。また、平成 26 年度における借入資金の借換 28 億 800 万円を充当財源として計上しています。

(事項別明細書は予算説明書の 382 ページとなります。)

13 款 予備費は、5,000 万円の計上で、昨年度と同額です。

以上が歳出の概要です。

次に、一般会計全体における職員給与関係等です。予算書 384 ページからとなります。

特別職については、合計 3 億 5,682 万 3 千円で、前年度比 2,232 万 4 千円、6.7%の増です。

また、一般職については、合計 68 億 3,873 万 1 千円で、前年度比 4 億 3,635 万 4 千円、6.8%の増です。

議案書 6 ページをお願いします。

「第 2 表債務負担行為」です。「議会会議録調製等業務」等、全 24 事業の設定をするものです。それぞれ複数年にわたる事業で、令和 6 年度内に契約を締結する予定であり、限度額として合計 22 億 2,934 万 4 千円の設定をお願いするものです。

議案書 7 ページをお願いします。

「第 3 表地方債」です。臨時財政対策債のほか、市債の借入限度額を設定するものです。借り入れ限度額は、合計 79 億 2,650 万円です。

説明は以上です。

【参考】債務負担行為 内容

事 項	内 容
議会会議録調製等業務	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
バスの賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
市民意識調査支援業務	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
犀川三川合流部地下水涵養施策の効率化へ向けた地下水涵養・流動過程の解明研究委託	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
LGWAN系ファイルサーバ賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
LGWAN系パソコン賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
戸籍システム等標準化・共通化事業	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
マイナンバーカード申請補助用タブレット賃貸借	令和7～9年度までの契約を締結するため
穂高地域福祉センター改修事業	工事等事業が、複数年（令和7年度まで）にわたるため
豊科中央児童館建築工事	工事等事業が、複数年（令和7年度まで）にわたるため
三郷東部認定こども園建設事業（保育・厨房用消耗品及び備品）	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
市立認定こども園保育業務支援システム運用保守業務委託（R7事業）	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
三郷堆肥センター解体工事	工事等事業が、複数年（令和7年度まで）にわたるため
市営住宅穂高団地改修工事	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
ICT支援員業務委託	事業が、複数年（令和8年度まで）にわたるため
学校図書館システム賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
小学校複合機賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
豊科三郷地域小学校情報機器等賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
中学校複合機賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため

豊科三郷地域中学校情報機器等賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため
市立穂高幼稚園保育業務支援システム運用 保守業務委託（R7事業）	令和7年度に実施する業務を、令和6年度に着手するため
豊科近代美術館大規模改修工事	工事等事業が、複数年（令和7年度まで）にわたるため
新市立博物館整備方針検討業務	事業が、複数年（令和7年度まで）にわたるため
図書館管理システム端末及び周辺機器賃貸借	令和7～11年度までの契約を締結するため

【参考】地方債 内容

(単位：千円)

起債の目的	限度額	内容
臨時財政対策債	89,000	交付されるべき普通交付税に一部代わるもの (令和5年度実績や国の資料により額を算出)
借換債(臨時財政対策債)	850,000	H26借入の臨財債の借換
借換債(総務債)	1,958,000	H26借入の特例債(本庁舎・穂高会館)の借換
過疎対策事業債(総務債)	26,600	・アウトドア拠点整備基本構想、基本設計 (24,900) ・安曇野明科あやめまつりへの補助(1,700)
旧合併特例事業債(民生債)	719,100	・障がい者活動支援センター、ふれあいホール改修 (9,400) ・穂高社会就労センター改修(7,500) ・穂高地域福祉センター(151,000) ・豊科中央児童館解体、改築(116,800) ・三郷西部認定こども園改修(9,300)、三郷東部認定こども園改修(228,500)、穂高認定こども園改修(28,400)、南穂高認定こども園改修(87,100) ・園庭芝生化(三郷北部・三郷南部)(81,100)
施設整備事業債(民生債)	235,800	・三郷東部認定こども園建設
旧合併特例事業債(衛生債)	4,600	・穂高健康支援センター改修
公共事業等債(農林債)	8,500	・県営かんがい排水事業負担金(須砂渡地区)
旧合併特例事業債(農林債)	260,600	・三郷堆肥センター解体
過疎対策事業債(農林債)	11,100	・JA松本ハイランド明科川手地区育苗センター播種 ライン更新補助
緊急防災・減災事業債(農林債)	96,100	・三郷農村環境改善センター多目的ホール天井耐震 化
旧合併特例事業債(商工債)	97,000	・かじかの里公園改修
過疎対策事業債(商工債)	4,000	・三五山、漆久保トンネル補修計画作成
旧合併特例事業債(土木債)	608,400	・市道新設改良(ANC西、ニチコン～豊科南小等) (350,900) ・市道修繕(83,300) ・堀金中央公園トイレ改修(33,100)、豊科中央公園 遊具更新(4,800)、豊科南部総合公園遊具更新 (17,800) ・下水道施設統廃合(出資事業)(118,500)

緊急自然災害防止対策事業債（土木債）	207,800	<ul style="list-style-type: none"> ・万水川下流域内水対策（バイパス水路）（138,000） ・舗装維持修繕（60,000） ・除雪車両購入（9,800）
過疎対策事業債（土木債）	147,500	<ul style="list-style-type: none"> ・松糸アクセス道路測量設計ほか（12,900） ・明科駅周辺道路整備（21,000） ・龍門淵テニスコート、あやめ公園改修（113,600）
公営住宅建設事業債（土木債）	59,800	<ul style="list-style-type: none"> ・穂高団地リノベーション
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土木債）	168,400	<ul style="list-style-type: none"> ・黒沢川調節池に伴う市道改良等負担金（県営新設改良）
防災対策事業債（消防債）	33,900	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団ポンプ車、可搬積載車更新 各1台
旧合併特例事業債（消防債）	86,300	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所更新（11分団統合）
消防・防災施設整備事業（消防債）	13,700	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽整備
旧合併特例事業債（教育債）	1,752,600	<ul style="list-style-type: none"> ・豊科武道館柔道場非構造部材耐震化（6,400） ・豊科武道館剣道場解体（93,800） ・三郷小学校改修（149,500） ・三郷公民館等長寿命化（441,100） ・豊科近代美術館改修（291,500） ・安曇野高橋節郎記念美術館空調更新（140,300） ・穂高鐘の鳴る丘集会所改修（222,800） ・堀金給食センター厨房機器等更新（345,400） ・洞合公園整備（61,800）
過疎対策事業債（教育債）	168,500	<ul style="list-style-type: none"> ・明科子どもと大人の交流学習施設空調更新（164,100） ・信州安曇野薪能補助（4,400）
学校教育施設等整備事業債（教育債）	319,200	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷小学校長寿命化

議案第 25 号

令和 6 年度安曇野市国民健康保険特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93 億 7,805 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明します。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 1 項の国民健康保険税は、16 億 8,700 万 4 千円です。

被保険者数の減少を考慮した結果、前年度当初予算より 7,400 万 9 千円の減額です。
なお、歳入全体に占める割合は、18.0% (前年度 18.3%) となっています。

2 款 使用料及び手数料 1 項の督促手数料は 70 万円です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、1 千円の目出し計上です。

4 款 県支出金 69 億 2,662 万 3 千円です。

1 項の県補助金は、69 億 2,662 万 2 千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分等として交付される「特別交付金」となっています。

(12 ページになります。)

2 項の財政安定化基金交付金は、1 千円の目出し計上です。

5款 財産収入 1項の財産運用収入は、96万7千円で、基金利子の収入を見込むものです。

6款 繰入金は、7億4,335万9千円です。

1項 他会計繰入金は、一般会計繰入金5億9,335万9千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものとなっています。

2項 基金繰入金は、1億5千万円です。

7款 1項の繰越金は、400万円を見込んでいます。

(14 ページになります。)

8款 諸収入は、1,540万4千円です。

1項 延滞金及び過料は、900万2千円

3項 貸付金元利収入は、200万円で、高額療養費貸付金収入です。

5項 特定健診等個人負担金は、170万円で、健診時の個人負担金を見込むものです。

6項 雑入は、270万2千円です。

主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものです。

(16 ページになります。)

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書は3ページ（事項別明細書は16ページ）

1款 総務費は、4,329万4千円です。

1項 総務管理費は、3,318万9千円で、会計年度任用職員報酬や、被保険者証等の封入封緘業務委託料などです。

(18 ページになります。)

2項 賦課徴収費は、967万5千円で、電算システムの業務委託料が主なものです。

3項 運営協議会費は、36万4千円で、委員報酬などです。

(20 ページになります。)

4項 趣旨普及費は、6万6千円で、国保制度の啓発用パンフレットを予定しています。

2款 保険給付費は、68億6,496万1千円です。

1項 療養諸費から、22ページの3項 移送費までの合計 68億1,345万円（R5:69億3,155万4千円）は、県から示された試算額を基に計上しており、前年度より1億1,810万4千円の減を見込んでいます。

(24ページになります。)

4項 出産育児諸費は、2,501万1千円、50人分を見込んでいます。

5項 葬祭諸費は、540万円、180人分を見込んでいます。

6項 精神諸費は、2,100万円の給付を見込んでいます。

(26ページになります。)

7項 傷病手当諸費は、10万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者に係る傷病手当金です。

3款 国民健康保険事業費納付金は、22億7,222万6千円です。

1項 医療給付費分として、14億3,495万7千円。

(28ページになります。)

2項 後期高齢者支援金等分として、6億2,539万1千円。

3項 介護納付金分として、2億1,187万8千円。

いずれも県の試算結果により、市から納付するもので、合計で前年度より、1億2,686万7千円の減額です。

4款 保健事業費は、1億8,286万8千円です。

1項 保健事業費は、1,722万2千円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費、高額療養費の貸付金です。

(30ページになります。)

2項 特定健康診査等事業費は、1億6,564万6千円で、特定健診及び人間ドック等の委託料が主なものとなっています。

(32ページになります。)

5款 1項の積立金は、296万8千円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものです。

(34 ページになります。)

6款 1項の公債費は、1千円の目出し計上です。

7款 諸支出金は、614万9千円です。
主なものは、保険税の還付金等です。

(36 ページになります。)

8款 1項の予備費は、559万1千円です。

説明は、以上です。

議案第 26 号

令和 6 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 16 億 3,796 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入から説明します。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 後期高齢者医療保険料は、12 億 6,776 万 7 千円です。

前年度と比較して、1 億 6,920 万 7 千円の増額です。被保険者数の増加により、後期高齢者医療広域連合の保険料調定見込み試算額増によるものです。

2 款 使用料及び手数料は、10 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 6,926 万 7 千円です。

主なものは、保険料の軽減分(保険基盤安定)等を、一般会計から繰り入れるものです。

4 款 繰越金は、10 万円です。

5 款 諸収入は、73 万 1 千円です。

主なものは、保険料還付金です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

(事項別明細書は、14 ページです。)

1 款 総務費は、710 万 8 千円です。

主なものとして、

2 項 徴収費は、709 万円で、収納事務に係る委託料です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、16 億 2,902 万 6 千円です。

後期高齢者医療の保険料など、制度運営に係る費用を広域連合において試算計上したものです。

(16 ページになります。)

3 款 諸支出金は、72 万円です。

主なものは、保険料還付金です。

4 款 予備費は、111 万 1 千円です。

説明は、以上です。

議案第 27 号

令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計予算

令和 6 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100 億 6,878 万 4 千円とする。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算の歳入から、ご説明します。(事項別明細書は 10 ページからとなります。)

1 款 保険料 1 項 介護保険料は、21 億 4,523 万 5 千円です。

法改正により低所得者の保険料軽減が強化されましたが、高所得者の課税強化により 3,935 万 6 千円の増額を見込んでいます。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、18 万 5 千円、督促手数料です。

3 款 国庫支出金 は、23 億 391 万 6 千円、

主なものは、1 項 国庫負担金は、17 億 467 万 4 千円。国の介護給付費負担金です。

(12 ページとなります。)

4 款 支払基金交付金 は 26 億 4,181 万円で、介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として支援交付金を見込むものです。

5 款 県支出金 は、14 億 2,545 万円、

主なものは、1 項 県負担金は、13 億 5,216 万 4 千円。介護給付費負担金分です。
2 項 県補助金は、7,328 万 6 千円。総合事業等を含む地域支援事業への県交付金を見込むものです。

6 款 サービス収入 は、2,348 万円、介護予防サービス計画作成に係る収入です。

7 款 財産収入 は、178 万 4 千円、介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものです。

(14 ページとなります。)

8款 繰入金 は、15億2,691万7千円、

主なものは、1項 一般会計繰入金は、14億3,991万円。介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業、認定調査事務等の事業に対して一般会計より繰入れされるものです。

続いて3ページ、歳出についてご説明します。

(事項別明細書は18ページからとなります。)

1款 総務費 は、1億1,449万円、

主なものは、3項 介護認定審査会費で、9,205万3千円。認定調査員の報酬、主治医意見書作成料です。

(22ページとなります。)

2款 保険給付費 は、94億565万6千円、

主なものは、1項 介護サービス等諸費で、90億715万8千円。施設サービスをはじめ、介護保険の給付費用を見込むもので、歳出総額の約90%を占めています。

(24ページとなります。)

また、3項 高額介護サービス等費は、1億8,581万7千円。サービス利用の月額の利用者負担について、一定額以上を払い戻すものです。

(26ページから34ページとなります。)

3款 地域支援事業 は、5億1,359万8千円、

主なものは、3項 介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業で、3億5,070万円。対象者へのケアプラン作成に係る事業費と訪問型及び通所型のサービスに伴う費用等です。

(36ページとなります。)

4款 介護サービス事業費 は、2,284万3千円、介護予防サービス計画の作成委託費用です。

5款 保健福祉事業費 は、871万円、

主なものは、介護予防介護者支援事業で、介護用品購入助成に723万6千円を見込むものです。

6款 基金積立金 は、178万6千円です。

7款 公債費 は、10万円です。

(38ページとなります。)

8款 諸支出金 は、155万1千円、保険料の還付金等です。

(40ページとなります。)

9款 予備費 は、5万円です。

説明は、以上です。

議案第 28 号

令和 6 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 182 万 7,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 財産収入 は 132 万 6,000 円で、土地の貸付収入、基金利子等です。

2 款 繰越金 は 50 万円で、前年度からの繰越金です。

3 款 諸収入 雑入は、木材の販売代金として 1,000 円を計上します。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 152 万 7,000 円で、管理会委員への報酬等です。

2 款 事業費 1 項 林業費は 20 万円で、造林事業に対する負担金です。

3 款 予備費 として 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 29 号

令和 6 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79 万円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 財産収入 は 6 万円で、土地貸付収入ほかです。

2 款 繰越金 は 53 万円で、前年度からの繰越金です。

3 款 繰入金 は 20 万円で、基金からの繰入金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 69 万円で、管理会委員への報酬等です。

2 款 予備費 として 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 30 号

令和 6 年度安曇野市有明山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77 万 1,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 23 万 6,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 6 万 2,000 円は、基金利子、土地貸付収入等です。

3 款 繰越金 47 万 3,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 67 万 1,000 円は、管理会委員の報酬、管理道整備費ほかです。

2 款 予備費 として 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 31 号

令和 6 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70 万円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 31 万 5,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 6,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 37 万 9,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 55 万円は、管理会委員報酬や管理道倒木処理費ほかです。

2 款 予備費 として 15 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 32 号

令和 6 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73 万円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 29 万円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 5,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 43 万 5,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 63 万円は、管理会委員の報酬及び、管理道路の維持の委託費、基金積立金等です。

2 款 予備費 として 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 33 号

令和 6 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和 6 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 518 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入をお願いします。
事項別明細書は、10・11 ページとなります。

歳入 2 款 1 項 他会計繰入金 518 万 4 千円です。市内産業団地の維持管理等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものです。また、3 款 1 項 繰越金として前年度繰越金を 1 千円計上しています。

3 ページの歳出をお願いします。
事項別明細書は、12・13 ページとなります。

1 款 1 項 産業団地事業費 518 万 5 千円は、あづみ野産業団地等、既存産業団地等の雨水排水機能改善工事などが主な内容となります。

説明は、以上です。

議案第 34 号

令和 6 年度安曇野市有明荘特別会計予算

令和 6 年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,799 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお願いします。

歳入です。

事項別明細書は、10・11 ページです。

1 款繰入金 1 項 他会計繰入金 1,437 万円は、施設維持管理のため一般会計から繰り入れるものです。

2 款諸収入 1 項 雑入は、有明荘の指定管理に係る施設使用料 362 万円です。

3 款 1 項 繰越金は、前年度繰越金として千円を計上しています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

事項別明細書は、12・13 ページです。

1 款 1 項 施設事業費 1,799 万 1 千円の主な内容につきましては、施設維持に伴う修繕費及び照明 LED 化等の工事請負費、民間譲渡を進める上で必要な測量業務の委託料などです。

説明は、以上です。

議案第 35 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計予算

第 1 条 令和 6 年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3 万 9,820 戸
- (2) 年間総給水量 937 万 2,000 m³
- (3) 一日平均給水量 2 万 5,676 m³
- (4) 主な建設改良事業

主要管路整備工事 1 億 3,376 万円

既設管路（老朽管）更新工事 3 億 2,032 万円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 水道事業収益 22 億 8,717 万 5 千円

(支 出)

第 1 款 水道事業費用 20 億 4,994 万 3 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 18 億 1,211 万 3 千円は、過年度分損益勘定留保資金 10 億 4,141 万 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 3 億 3,451 万 9 千円、建設改良積立金 3 億 1,310 万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億 2,308 万 4 千円で補填するものとする。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 2 億 2,070 万円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 20 億 3,281 万 3 千円

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

第 7 条 は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 1 億 4,212 万 9 千円とするものです。

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、2,591 万 9 千円と定める。

それでは、主な内容について別冊の予算書で御説明しますので、予算書の4・5ページをお開き下さい。

このページは、地方公営企業法施行令第17条の2に規定される実施計画になります。

次に、16ページをお願いします。

予定損益計算書になりますが、先ほどの実施計画に基づく事業運営によりまして、下から4行目、当年度純利益を1億4,079万4千円見込んでおります。

24、25ページをお願いします。予算説明書になります。

収益的収入及び支出ですが、水道事業の経営活動に係る収入及び支出を計上しております。

まず収入です。

1款 水道事業収益 1項 営業収益 1目 給水収益は、前年度対比2,174万1千円減の18億2,976万8千円を計上しています。

続きまして、26・27ページをお願いします。

支出になります。

1款 水道事業費用 1項 営業費用につきましては、水道水の安定供給のために経常的に発生する費用として、人件費や施設の維持管理経費などの他、減価償却費や資産減耗費を計上しており、前年度対比1億1,247万8千円増の19億6,847万9千円です。

増額の理由は、主に、1目 原水および浄水費で電気料金高騰に伴う動力費8,941万9千円の増額によるものです。

続きまして、30・31ページをお願いします。

2項 営業外費用は、前年度対比5,287万3千円減の7,146万4千円です。

減額の理由は、主に、1目 支払利息及び企業債取扱諸費 について、令和3年度から新たな企業債を借入れていないため1,230万3千円の減額見込みであること、

2目 消費税及び地方消費税 が建設改良費の増加に伴う課税仕入の増加により4,107万1千円減額見込みとなったことによります。

次に32・33ページをお願いします。

資本的収入及び支出 で、水道施設の新設、改良などに係る収入及び支出を計上しています。

収入については、

1款 資本的収入

1項 企業債 は、令和3年度から新たな借入れをしておりましたが、水道ビ

ジョンに基づき、1億5,000万円の借入れを行うものです。

2項 負担金は、県など他の機関又は他部局で実施する事業に伴う仮設配管、及び布設替え工事等の減額に伴い、3,798万8千円減の7,070万円を予定しています。

34・35ページをお願いします。

支出になります。

1款 資本的支出 1項 建設改良費は、前年度対比4億1,420万7千円増の14億6,412万8千円で、主な事業としては、35節の工事請負費にて、主要管路整備工事が1億3,376万円、既設管路（老朽管）更新工事が3億2,032万円を計上しています。

2項 企業債償還金は、前年度対比1,582万9千円減の5億6,868万5千円です。

説明は、以上です。

議案第 36 号

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算

第 1 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 3 万 1,900 戸
- (2) 年間総汚水量 862 万 1,000 m³
- (3) 一日平均汚水量 2 万 3,619 m³
- (4) 主な建設改良事業
下水道施設統廃合事業 4 億 4,990 万円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 下水道事業収益 37 億 5,178 万 3 千円

(支 出)

第 1 款 下水道事業費用 37 億 1,537 万 8 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15 億 7,204 万 1 千円は、過年度分損益勘定留保資金 6 億 133 万 4 千円、当年度分損益勘定留保資金 3 億 8,955 万 7 千円、減債積立金 5 億 2,350 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,765 万円で補填するものとする。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 15 億 9,684 万 7 千円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 31 億 6,888 万 8 千円

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

第 6 条 は一時借入金の限度額の定め。

第 7 条 は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合、営業費用からの流用を可能とする定め。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 6,841 万 7 千円とするものです。

第 9 条 は、たな卸資産の購入限度額を 200 万円と定めるものです。

それでは、主な内容について別冊の予算書により御説明いたします。

予算書 40・41 ページをお開き下さい。このページは、地方公営企業法施行令第 17 条の 2 に規定される実施計画になります。

次に 52 ページをお願いします。予定損益計算書になりますが、先ほどの実施計画に

基づく事業運営によりまして、下から4行目、当年度純利益を3,327万3千円見込んでいます。

60・61ページをお願いします。 予算説明書になります。

まず、収益的収入及び支出の収入の主な項目について申し上げます。

1款 下水道事業収益 1項 営業収益 1目 下水道使用料は、前年度対比3,401万3千円増の18億5,874万2千円を計上しています。

次に、2項 営業外収益 1目 他会計負担金は、前年度対比5億2,756万8千円減の10億6,675万7千円で、一般会計からの繰入金です。

続いて、収益的支出について62・63ページをお願いします。

1款 下水道事業費用 1項 営業費用につきましては、安定的な汚水処理のため、経常的に発生する費用として、人件費や施設の管理委託費などのほか、減価償却費や資産減耗費など合計で33億831万8千円、前年度対比7,044万9千円増で計上しています。増額の主な理由は、1目 管きよ費 がストックマネジメント実施方針策定業務の委託料などの計上により3,370万円増加、64・65ページの5目 受託工事費で国道19号の改良に伴う補償工事等の計上により1,917万9千円増加したことによるものです。

次に、68・69ページをお願いします。

2項 営業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度対比3,395万9千円減の3億6,238万3千円で、減額の理由は、企業債の償還が進み、企業債利息が減額となったことによります。

次に、70・71ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入です。

1款 資本的収入 1項 1目 企業債は、前年度対比2,880万円減の9億920万円で、下水道事業債償還の負担を平準化するための資本費平準化債を計上しています。

次に、72・73ページをお願いします。

1款 資本的支出 1項 建設改良費 は、前年度対比2,942万9千円減の6億6,593万7千円を計上しています。

1目 管きよ工事費 は、昨年度に続いて下水道施設統廃合事業に取り組みます。

2目 農業集落排水工事費 は、下水道施設改築更新事業における計画概要書策定業の委託料を計上しています。

2項 企業債償還金 は、前年度対比1,548万円減の25億295万1千円で、企業債の定期償還分です。

説明は、以上です。

議案第 37 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事請負契約について

令和 5 年 12 月 25 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業機械設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1 5 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市豊科 5847 番地
有限会社 信州保温
代表取締役 藤澤 ふみひこ 文彦

説明は、以上です。

議案第 38 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

記

1 損害賠償の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 5 年 10 月 30 日、安曇野市豊科高家 1045 番地 9 において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した物損事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は相手方に対し、本件事故の損害の解決金として 551,903 円を賠償するものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 39 号

土地の取得について

黒沢洞合自然公園拡張整備に係る用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 所在地 別紙のとおり
(安曇野市三郷小倉 2922 番 1 ほか 20 筆)
- 2 面積 13,978 m²
- 3 取得金額 29,709,000 円
- 4 所有者 安曇野市土地開発公社

説明は、以上です。

議案第 40 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について (安曇野市三郷堆肥センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称 安曇野市三郷堆肥センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 4906 番地 6
株式会社 三郷農業振興公社
代表取締役 中山 栄樹

3 指定期間の変更

「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで」に変更する

当該施設については、老朽化に伴い令和 6 年度からの解体撤去工事を予定していますが、製造済みの堆肥販売他、残務処理のため、指定管理者の指定の期間を変更し、半年間延長するものです。

説明は、以上です。

議案第 41 号

地区土地利用計画について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第12条第1項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求めるものです。

1 ページを、ご覧ください。

条例第13条第1項の規定により、地区土地利用計画の対象となる区域に次の事項を定めます。

(1) 地区の土地の範囲です。

3 ページに区域図を添付していますが、三郷楡地区で、住吉神社から北東へ約200mの集落の中に位置しており、計画面積はおおむね5,600㎡です。

(2) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、都市計画マスタープランでは「良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン」としています。

本地区の周辺には合併以前に分譲された住宅地や田園が立地しており、周辺の良い田園環境との調和を基本としながら、緑豊かな居住エリアの形成を目指し、本地区を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区として誘導を図るものです。

(3) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準、並びに2ページの条例第13条第2項により、必要に応じて定められる事項につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議案第 42 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 1 路線です。

整理番号 1 の穂高 2537 号線は、現在、長野県が行っている富田橋架け替えにより一部耕作地への出入りができなくなることから既存道路の拡幅を行い、機能回復のため新たに市道認定するものです。

路線の位置につきましては、2 ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。